

環循施発第 2109221 号
令和 3 年 9 月 22 日

豊田市長 殿

環境大臣
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
処理事業の継続及び処理対象物について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理については、貴市において処理事業を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）への指導監督をはじめ、環境モニタリングや、豊田市PCB処理安全監視委員会等を通じたPCB廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

JESCOによるPCB廃棄物処理は、平成16年に北九州事業の開始により始まりましたが、全国5事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により処理の進捗に遅れが生じたことから、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するためには、JESCO各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、平成26年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、処理期限を延長するとともに、一日も早い処理完了に向けて取り組むことと致しました。

さらに、平成28年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）を改正し、保管事業者の遵守すべき処分期間を設定するとともに、行政代執行の導入など、早期処理に向けた制度的な対応を行ってきました。

その結果、豊田事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の処理は、平成17年の操業以降、当初の見込みを上回る量の処理を実施しています。しかし、先行する北九州事業地域における計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見事例を踏まえると、豊田事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の処理完遂のためには、令和4年度末の計画的処理完了期限後の処理体制の確保が必要と考えています。

また、北九州事業地域で新規発見された大型コンデンサー等については、継続保管が長期化しており、有識者会議において環境リスクの増加が指摘される等、処理方法の確立が求められています。

環境省としては、今後、J E S C O 豊田事業所における処理について一層の安全確保に努めるとともに、下記のとおり事業終了準備期間を活用し、同期間内に確実に処理が終わるよう関係機関とも連携し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取組を強化するとともに、北九州事業地域で保管されているコンデンサー等の処理を J E S C O 豊田事業所及び大阪事業所において行いたいと考えています。

なお、北九州・大阪・東京・北海道の4事業地域でも、当初の見込みよりも掘り起こし調査の進展等により処理対象量が増加していること等を踏まえ、処理完了時期の延長や事業終了準備期間の活用をしつつ、早期の処理完了を目指してまいりたいと考えております。

貴市には、処理施設の立地を受け入れていただき、これまで、安全な操業及び処理推進に対する御協力をいただいておりますが、新たな処理体制の構築に当たり、改めて御協力をお願いせざるを得ない状況となっております。

つきましては、P C B 廃棄物の処理が地球環境の保全及びわが国の環境の保全を図る上で極めて重要であることを御理解いただき、下記事項について御検討いただきますようお願いいたします。

記

(1) J E S C O 豊田事業処理の継続について

計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見に備えて、事業終了準備期間のうち、令和5年度末まで処理を継続することとしたい。

(2) J E S C O 豊田事業の処理対象物について

現在の J E S C O 豊田事業の処理対象物に加えて、北九州事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の計画的処理完了期限後に同事業地域で発見されたコンデンサー等の一部も処理対象物とすることとしたい。

(3) 処理施設の解体・撤去について

J E S C O 豊田事業所の解体・撤去については、J E S C O 北九州事業所1期施設の先行解体実績を踏まえると、令和7年度末までの完了は難しく、数年間の期限の延長をお願いしたい。